



長崎県公報

目 次

◎ 条 例	所管課(室)名
○長崎県議会議員の請負の状況の公表に関する条例	議 会 事 務 局
◎ 議会告示	
○長崎県議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程	議 会 事 務 局

条 例

長崎県議会議員の請負の状況の公表に関する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第24号

長崎県議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、長崎県議会議員(以下「議員」という。)が長崎県に対し請負(地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。)をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度(議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。)における長崎県に対する請負(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額(契約金額が定められている請負に限る。)

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告(前条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。
- 3 前項の規定により議長に対し写しの交付を請求する者は、長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）別表第1総務部の表3の項に定める区分及び単位に応じた金額の手数を納めなければならない。
（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

議 会 告 示

長崎県議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年7月7日

長崎県議会議長 徳永 達也

長崎県議会告示第3号

長崎県議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、長崎県議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和5年長崎県条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（報告）

第2条 条例第2条第1項の規定による報告（以下第4条及び第6条において「報告」という。）は、請負状況等報告書（第1号様式。以下「報告書」という。）により行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正（以下第3条において「訂正」という。）は、訂正届（第2号様式。以下「訂正届」という。）により行わなければならない。

（報告書の訂正）

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に当該一覧を訂正するときは、訂正の箇所に、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

（報告書等の閲覧）

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、報告をすべき期限の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 報告書及び訂正届は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

3 報告書及び訂正届は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（報告書等の写しの交付）

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（第3号様式）により行わなければならない。

（期限等の特例）

第6条 報告をすべき期限が、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この規程は、令和5年7月7日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

第2号様式（第2条第2項関係）

年 月 日

長崎県議会議長 様

長崎県議会議員 _____

訂正届

長崎県議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

第3号様式 (第5条関係)

年 月 日

長崎県議会議長 様

氏名 _____

住所又は居所

〒

TEL _____ (_____) _____

複写申込書

長崎県議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
二二一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト
印刷人